



目 次	ページ
告 示	
○保安林の指定予定の通知（3件）（治山林道課）	1
○保安林の指定（"）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（"）	1
○保安林の指定に係る通知の掲示（"）	2
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	2
○公共測量の終了の通知（6件）（"）	2
○国土調査の成果の認証（"）	2
○道路の区域変更（3件）（道 路 課）	3
○道路の供用開始（2件）（"）	3
○建築基準法による道の指定（建築指導課）	3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部を改正する規程	4
◎高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程	6

告 示

高知県告示第135号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和6年3月19日
高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
宿毛市平田町戸内字弦葉山6736の1、6736の2、6736の5、6736の6

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第136号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和6年3月19日
高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
四万十市住次郎字カゲバタ1460のイ、1461の1、1461の3、1461の4

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第137号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和6年3月19日
高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
四万十市竹屋敷字ムカエヤシキ926、927の1、927の2、928、1218の1、字ムカエ谷1217の6

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第138号
次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
令和6年3月19日
高知県知事 濱田 省司

1 指定に係る保安林の所在場所
高岡郡津野町黒川字長クズ1154の2、1154の6

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長クズ1154の2・1154の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第139号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
令和6年3月19日
高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和40年4月農林省告示第515号	
2 変更に係る指定施業要件	
(1) 立木の伐採の方法	
変更しない。	
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	
次のとおりとする。	
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに係る市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)	
高知県告示第140号	
令和6年2月農林水産省告示第258号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を宿毛市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。	
令和6年3月19日	高知県知事 濱田 省司
1 所在不明の森林所有者	
(1) 登記簿記載の住所	
宿毛市山奈町山田2647	
(2) 氏名	
田中 磨美	
2 保安林に指定する通知の要旨	
(1) 指定に係る保安林の所在場所	
宿毛市橋上町坂本字大川平山1の1、1の3から1の6まで、451の9、451の11、451の12、字小川山465の3、467の1、468の4、468の7、468の8、468の19、468の26、468の28、468の33から468の36まで、468の58、字小藤水流470の8から470の11まで、470の16、470の18、470の50、字榎川山527、529、535の27、535の28、535の30、535の43、535の47から535の49まで、535の53、535の54、535の79、535の83から535の85まで	
(2) 指定の目的	
土砂の流出の防備	
(3) 指定施業要件	
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について	
高知県告示第141号	
高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年2月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。	
令和6年3月19日	高知県知事 濱田 省司
1 作業種類	

公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）	
2 作業期間	
令和6年2月26日から同月29日まで	
3 作業地域	
安芸郡奈半利町乙	
高知県告示第142号	
高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から令和4年11月高知県告示第841号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月10日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。	
令和6年3月19日	高知県知事 濱田 省司
高知県告示第143号	
高知県土木部中央東土木事務所長から令和5年4月高知県告示第214号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年2月21日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。	
令和6年3月19日	高知県知事 濱田 省司
高知県告示第144号	
高知県土木部幡多土木事務所長から令和5年6月高知県告示第345号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年12月7日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。	
令和6年3月19日	高知県知事 濱田 省司
高知県告示第145号	
高知県土木部幡多土木事務所長から令和5年9月高知県告示第603号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年2月20日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。	
令和6年3月19日	高知県知事 濱田 省司
高知県告示第146号	
高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から令和5年9月高知県告示第631号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年2月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。	
令和6年3月19日	高知県知事 濱田 省司

高知県告示第147号	
高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から令和5年11月高知県告示第732号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年2月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。	
令和6年3月19日	高知県知事 濱田 省司
高知県告示第148号	
南国市亀岩の一部地区、須崎市浜町、青木町、須崎、下分乙及び神田の各一部地区、四万十市勝間、津蔵淵及び間崎の各一部地区並びに実崎地区、香南市東佐古の一部地区、香美市土佐山田町角茂谷及び物部町五王堂の各一部地区並びに吾川郡いの町成山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。	
令和6年3月19日	高知県知事 濱田 省司
1 調査を行った者の名称	
(1) 南国市	
(2) 須崎市	
(3) 四万十市	
(4) 香南市	
(5) 香美市	
(6) いの町	
2 調査を行った地域及び時期	
(1) 南国市亀岩の一部	
令和3年度及び令和4年度	
(2) 須崎市浜町、青木町、須崎、下分乙及び神田の各一部	
令和2年度から令和4年度まで	
(3) 四万十市勝間、津蔵淵及び間崎の各一部並びに実崎	
令和2年度から令和4年度まで	
(4) 香南市東佐古の一部	
平成11年度及び平成12年度	
(5) 香美市土佐山田町角茂谷及び物部町五王堂の各一部	
令和3年度及び令和4年度	
(6) 吾川郡いの町成山の一部	
令和3年度及び令和4年度	
3 成果の名称	
(1) 南国市地籍図及び地籍簿	
(2) 須崎市地籍図及び地籍簿	
(3) 四万十市地籍図及び地籍簿	
(4) 香南市地籍図及び地籍簿	
(5) 香美市地籍図及び地籍簿	
(6) いの町地籍図及び地籍簿	

4 認証年月日
令和6年3月19日

高知県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年3月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月19日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 381号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町口神ノ川字上土井屋式743番6から 高岡郡四万十町口神ノ川字下土井屋式731番2まで	前	8.0 }	135
	後	9.5 }	
高岡郡四万十町口神ノ川字上土井屋式743番2から 高岡郡四万十町口神ノ川字下土井屋式731番2まで	前	11.4 }	135
	後	15.2 }	

高知県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年3月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月19日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		25.9	

土佐市甲原字勘重3686番18から 土佐市甲原字勘重3688番5まで	前	}	70
	後	47.6 }	
		32.0 }	70
		47.6 }	

高知県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年3月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月19日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山北岸本停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市香我美町徳王子字関屋2220番6から 香南市香我美町徳王子字関屋2220番7まで	前	7.1 }	71
	後	25.5 }	
		7.1 }	71
		8.7 }	

高知県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年3月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月19日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市甲原字勘重3686番18から	70	令和6年3月19日

土佐市甲原字勘重3688番5まで		日
------------------	--	---

高知県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年3月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月19日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山北岸本停車場
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香南市香我美町徳王子字松風3629番3から 香南市香我美町徳王子字濞標1727番6まで	680	令和6年3月19日

高知県告示第154号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

令和6年3月19日

高知県知事 濱田 省司

土佐市高岡町字池ノ淵乙218番12地先から字山泉寺乙260番6地先に至る延長51メートルの道

第22号様式中「回」を削る。
 第31号様式の2中「@」を削る。
 第37号様式中

「

所	長
---	---

」

を

「

所	見
---	---

」

に改める。

第38号様式から第40号様式までの規定中「回」を削る。
 第46号様式を次のように改める。

第46号様式（第86条関係）

資金予算表

事業会計

区分	科目別	執行済額	翌月予定	翌々月予定	翌々々月予定
収入					
支出					
差引き					

備考 現金に関係のある科目別によること。

